

平成15年6月4日

総合規制改革会議 御中

国土交通省

資料等提出依頼について（回答）

平成15年5月30日付け標記依頼について、下記のとおり回答いたします。

記

1. について

（回答）

これまで、総合規制改革会議ワーキンググループ会合、平成15年5月8日付け当省回答において申し上げているように、事務所以外の用途であっても一定のインフラ負荷は発生することから、ご提案のように事務所以外の用途のインフラ負荷は発生しないという前提の下に、土地柄に関係なく容積率を緩和することは、交通渋滞の悪化や生活サービス水準の低下が引き起こされる蓋然性が高く、市街地環境の悪化を招くおそれもあることから、ご提案のような内容の措置を講じる予定はない。

また、用途別容積型地区計画制度等については、都心居住推進のため、地方公共団体、民間事業者等の意見を聴く等により改めて運用の状況を検証した上で、必要があれば、所要の運用改善のための措置は講じたいと考えているところである。運用改善の時期等については、検証の結果を見極める必要があると考えている。

2. について

（回答）

本提案についても、事務所以外の用途のインフラ負荷は発生しないという前提の下での制度設計であることから、このような制度改正を行う予定はない。

3. について

（回答）

混合用途地域の創設等の用途地域制の見直しについては、社会的にも定着した制度の抜本的な見直しとなるものであることから、今後、実際に制度の運用に携わる地方公共団体等の意見や住民、民間事業者の意見も踏まえつつ、検討していく必要があると考えており、現時点で結論が見込まれる時期等について明確にすることは困難である。なお前倒しについても同様である。

また、4ha以上の再開発地域における容積率の完全自由化のご提案についても、事

務所以外の用途のインフラ負荷は発生しないという前提の下での制度設計であるが、例えば住宅については、非住宅に比べインフラ負荷が小さいことは事実としても、現実には人や物の出入りがあり、また関連するサービスに関する交通負荷等も発生することを踏まえれば、そのインフラ負荷がゼロでないことは明らかであることから、ご提案のような制度改正を行う予定はない。なお、これまで申し上げているとおり、都市再生特別地区等をはじめ、特定の地域を限る等により容積率規制を緩和する諸制度により、ご提案の趣旨については、相当程度対応可能であると考えており、当省としてはそれらの制度の的確な活用を図るとともに、「1.について」で述べたように、関連の制度の運用の検証を行っていきたいと考えている。

貴会議からの資料提出依頼に対する回答は以上の通りであるが、これまで申し上げているように、本件については、地方分権の趣旨を踏まえ、まちづくりにおいて主体的な役割を果たす地方公共団体や、都市再生等において大きな役割を果たすことが期待される民間事業者、さらには実際の開発で影響を受けることとなる住民等について、その問題意識を十分踏まえる必要があると考えており、貴会議におかれても、地方公共団体や民間事業者からの直接の意見聴取を是非とも行っていただきたい。